

自賠責保険運用益拠出事業に係る運営要領

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 目的

「自賠責保険運用益拠出事業に係る支出細則」（以下「細則」という。）に基づき、自賠責保険運用益に係る事務を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 支払対象の要件

細則 2. に定める本資金の支出にふさわしい事業内容、支出額は、次の各項に掲げる事業等に支出する場合、当該各項に定めるところにより判断する。

- (1) 細則 2. (2) に規定する事業のうち②に規定する医療機関への支出
補助の対象は、交通外傷の診断に有効とされる医療機器とし、当該機器の購入に係る経費の三分の二とする。また、補助総額の上額は、医療機関ごとに別に定めるものとする。
- (2) 細則 2. (3) に規定する事業のうち医療関係研究助成への支出
別に定める選定基準により手続きを行うものとする。
- (3) 細則 2. (4) に規定する事業のうち医研センターの医療費支払適正化のための医療研修に係る事業への支出
当該事業に係る経費のうち、自賠責保険および自動車保険の対人賠償保険に係る支払保険金（死亡保険金を除く。以下同じ。）の合計に占める自賠責保険に係る支払保険金の割合を踏まえて支出するものとし、当該割合は、百分の七十とする。ただし、特に受講者が直接便益を受ける経費は、原則として、受講者の負担とする。

3. 改廃の権限

本運営要領の改廃は、事務局に一任とし、改定内容を業務委員会に報告するものとする。

以 上

制定 2011年 4月
改正 2012年 4月